

## 第4回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和4年8月23日（火） 午前10時～午前11時10分

### 2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員） 杭田委員、齋藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員  
（労働者代表委員） 小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、吉田委員  
（使用者代表委員） 菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員  
（事務局） 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

### 4 議 事

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- （3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （4）特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- （5）その他

### 5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林齊委員、使用者代表委員から菊池透委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（本日の議事は全て「公開審議」とすることが確認された。）

- （1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- （2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

#### ○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金専門部会における審議結果について」及び議題（2）「岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で行います。

それでは、専門部会の審議結果について、杭田部会長から報告をお願いします。

#### ○杭田部会長

専門部会は、8月8日から8月22日まで3回開催し、労働者側から3人、使用者側から2人の参考人意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、双方からの申出により公益委

員案を提示し、採決により審議結果報告が取りまとめられたものです。

審議結果報告につきましては、写しを配付しておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。

(杭田部会長の指示により、事務局が「審議結果報告」を代読した。)

○丸山会長

専門部会の審議結果について事務局の代読による報告がありました。専門部会委員の皆様には連日長時間にわたり真摯なご議論を尽くしていただきまして、誠にありがとうございました。

それではただ今の専門部会の審議結果の報告について委員の皆様から質問、意見等がございましたらご発言をお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

よろしいようなので、質問、意見等を終了し採決に入りたいと思いますが、その前に先ほど、専門部会のほうで付帯決議が出されたという報告がありましたので、そのことについて本審議会の立場を確認したいと思います。先ほどの報告にありましたように、この決議の内容については、専門部会において公労使ともに一致した見解であるということでしたので、それを踏まえて、本審議会においてもこの決議を正式に了承し、本審議会における決議という扱いとしたいと思います。それについてご意見はございますか。

○杭田委員

反対とかそういうことではありませんが、今の説明に補足をしたいと思います。特にこの要望事項というものについては、労働者側、使用者側の両側からご提案がありまして、専門部会の中では労使合わせてこの内容を検討いただきまして、専門部会の総意としてこの内容を決めたということをお聞きさせていただきます。

○丸山会長

ありがとうございます。ただ今の経緯も踏まえてもう一度確認いたしますが、本審議会においてもこの決議を了承し、この審議会の決議という扱いにしたいと思います。その点についてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○丸山会長

それでは専門部会で採択された付帯決議事項を付して答申をするという了解のもとで採決に入りたいと思います。なお、岩手労働局長への答申については例年の書式により行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

〈議案1〉

現行の岩手県最低賃金時間額 8 2 1 円を 3 3 円引上げ 8 5 4 円とする（引上げ率 4. 0 2 %）。

〈採決〉

賛成 9 名（公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名）、反対 5 名（使用者代表委員 5 名）により議案 1 が議決された。

〈議案 2〉

岩手県最低賃金の発効日を法定発効とする。

〈採決〉

賛成 9 名（公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名）、反対 5 名（使用者代表委員 5 名）により議案 2 が議決された。

○丸山会長

今回の審議結果等について、労使双方からご発言があればお願いします。

○佐々木委員

今回の審議においては第 3 回専門部会等を含めて長時間にわたってご議論いただいたということです。特に今回は最低賃金法第 9 条の三要素が議論の中心的部分でした。ここにおいて皆さんのご苦勞をねぎらい、称えたいと思っているところです。審議の中では、いろいろ異論があったということです。物価上昇等を含めた位置づけをどうするのかということもありました。ただ労働者側としては、本来私たちが主張していた金額になれば良かったと思っているところですが、特に賃金格差是正ということと、最低賃金近傍で働く方の生活保障が必要だということもありますし、また、これからは岩手が北東北の中で一步リードしてトップになるという状況も必要だということも含めて、公益委員案に私どもとして賛成をしたということです。最低賃金近傍で働く労働者に何とか報いることができたかなと思っているところですので、皆さんに再度お礼を申し上げたいと思います。

また、付帯決議事項についても労働者側としては、経済においては東北、岩手は中小企業・小規模事業者が多いということですので、経営手腕の部分もあるかと思いますが、やはり今大事なことは政府が経済を回していくということを行っているわけですので、中小企業・小規模事業者にしっかりとした手当をしていくということが一番肝心でありますし、スピード感をもってしっかりとやってもらうということを審議の中で付帯決議されたということは評価できる部分ではないかと思えます。それをしっかりと政府のほうに上げていただくようお願いして労働者側として、この最低賃金審議会においてお礼を申し上げたいと思います。

○藤田委員

まずは審議、お疲れ様でした。

私どもは繰り返し県内の中小企業・小規模事業者の立場に立って、最低賃金法の中で議論すべきだという主張を展開してまいりました。今回の結果は結果として厳粛に受け止めざるを得ないと考えています。しかしながら、内容については到底納得のできるものではありません。そうは言いながらも、付帯決議事項にもあるとおり、早急な中小企業・小規模事業者への支援策の拡充等々、賃上げを可能とするような環境整備を政府に強く求めるということです。このように中小企業・小規模事業者へのきちんとした支援のもとに賃上げが実行されるということを強く望むものです。一方で、今日の地元紙の新聞にも掲載されていますが、民間の調査会社によると、150社中7社は廃業を検討するという調査結果がすでに出ています。願わくは県北地域、被災した沿岸地域、またそれも含めた全県の中小企業・小規模事業者の経営に今回の最低賃金の決定は大きな影響を与えるものになるということは確実だと考えているところです。願わくはそういった企業の経営者の方が今までどおり事業の継続や雇用の維持がきちんとなされることを切に切に祈るものです。以上、使用者側の意見としまして述べさせていただきます。

○丸山会長

双方から今回の審議結果についての受止めについてご発言がありました。労使双方ともに、特に使用者側にとって今回の決定は非常に重く厳しい結果になっているということについては理解いたしました。いずれにしても本来であれば労使がともに歩み寄って結果を導くことを望んでおったわけですが、それは叶いませんでしたが、労使双方ともに審議に真摯に向き合ってください、ご協力いただいたことについては会長の立場から改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは事務局は答申文（案）の準備をお願いします。

各委員は、付帯決議事項についても内容をご確認ください。

（答申文（案）が、各委員に配付された。）

○丸山会長

それでは改めて確認します。本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としたいと思いますがよろしいでしょうか。

（反対はなく、答申文（案）が承認された。）

○丸山会長

岩手地方最低賃金審議会は令和4年7月1日に岩手労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日、意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申します。

〈岩手県最低賃金の改正決定について（答申）〉

丸山会長が答申文を読み上げた後、稲原局長に、岩手県最低賃金の改正決定について答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○丸山会長

それでは今後の手続きや日程等について事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただ今、答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第12条に基づき異議申出公示を行います。異議申出期間は公示日の翌日から起算して15日間となっていますので、9月7日（水）が異議申出の期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示の手続きに入り、手続きが順調に進みますと9月20日（火）の官報に掲載され、10月20日（木）に法定発効されることになります。

異議の申出があった場合は、異議申出期限9月7日（水）の翌日、9月8日（木）の第5回本審において異議の申出について審議し答申をいただくことになります。異議の申出が否決されれば、10月20日（木）に法定発効されることになりますが、金額を変更する内容の答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行いますので、発効日は10月20日（木）以降になります。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明について、質問等ご発言のある委員の方はお願いします。

○熊谷委員

ただ今の説明についての質問ではありませんが、要望としてお話ししたいと思います。

先ほど付帯決議事項については、局長さんからもしっかりと関係省庁含めて要望していただくという力強いお話をいただきました。付帯決議事項についてはそういう形で上申していただくのですが、その結果、回答はどういうものだったのかということ、後日委員にお伝えいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○丸山会長

事務局、よろしいですね。

それではそのように取り計らいたいと思います。

ほかになければこれもちまして岩手県最低賃金の審議を終了いたします。同時に専門部会の任務も終了となります。専門部会委員の皆様、大変

お疲れさまでした。

(3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

○丸山会長

それでは議題（3）「特定（産業別）最低賃金改正決定必要性の有無について（諮問）」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料No. 1～5をご覧ください。

岩手県では、現在6産業について特定（産業別）最低賃金を定めております。そのうち7月29日までに5産業から特定（産業別）最低賃金の改正決定について申出書が提出されております。提出された5産業の申出書について、内容、関係書類等を審査しましたところ、申出要件を満たしておりましたのでこれを受理し、改正決定の必要性の有無について岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

資料No. 1「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」をご覧ください。労働協約ケースとなっております。適用労働者は1,649名に対し、799名の協約労働者数であり、その割合は48.5%となっておりますので、適用労働者の概ね3分の1以上の協約率となっており、要件を満たしています。

資料2「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」をご覧ください。公正競争ケースとなっております。適用労働者は2,352名に対し、915名の合意があり、その割合は38.9%となっておりますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

資料3「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書」をご覧ください。公正競争ケースとなっております。適用労働者は11,652名に対し、5,012名の合意があり、その割合は43.0%となっておりますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

資料4「岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書」をご覧ください。公正競争ケースとなっております。適用労働者は2,792名に対し、2,586名の合意があり、その割合は92.6%となっておりますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。なお、一部の労働組合で百貨店の基準である50名以上とはなっていませんが、実際には労使協定を結んでいる労働者が50名以上いるということで百貨店として取り扱っています。

資料5「岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書」をご覧ください。公正競争ケースとなっています。適用労働者は5,632名に対し、1,867名の合意があり、その割合は33.1%となっていますので、適用労働者の概ね3分の1以上の合意があり、要件を満たしています。

以上、これらの申し出については、定量的要件を満たしているものと判断し、受理しました。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明について質問等ご発言がございましたらお願いします。

○菊池委員

質問というよりも今後の要望ですが、早口でページが振っていないので、探している間に次にいってしまうので、次からは見やすくページを振っていただくようお願いします。

○丸山会長

他によろしいですか。

それでは申出のあった5産業について、改正決定の必要性の有無について本審議会として諮問をお受けしたいと思えます。

(諮問文(写)が、各委員に配付された。)

<特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)>

稲原局長から丸山会長に、申出のあった5産業について、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問文が手交された(最低賃金法第21条(最低賃金に関する重要事項の調査審議))。

(4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは議題(4)「特別小委員会の設置及び委員の推薦について」に入ります。

ただ今、特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしましたので、必要性の有無を検討する特別小委員会を設置します。特別小委員会について事務局から説明をお願いします。

○事務局

岩手地方最低賃金審議会運営規定で特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無を検討する特別小委員会の設置が規定されています。特別小委員会は、本審委員のみで構成し、人数は各側3人の合計9人とされており、辞令は交付していません。

特別小委員会を9月5日（月）午前10時から岩手労働局5階会議室で開催したいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○丸山会長

事務局から特別小委員会の設置についての説明がありました。特別小委員会の委員は各側からの推薦に基づき会長が指名させていただきますので、事務局に推薦する委員の報告をお願いしておきます。

(5) その他

○丸山会長

それでは議題（5）「その他」に入ります」。事務局に用意している議題はありますか。

○事務局

ありません。

○丸山会長

何もなければこれで議事を終了します。